

入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年（2026年）6月1日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 伊南 一也

記

1 件名

超純水製造装置 1式

2 仕様及び納入場所

別紙「仕様書」のとおり

3 納入期限

令和8年12月25日

4 入札条件

本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「薬品・検査用品」に登録され、地域区分が「市内」、「準市内1」、「準市内2」のいずれかであること。
- (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始

の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

5 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第1号）を、ファクシミリにて提出すること。（FAX番号083-231-3338）

6 申請書提出期間

令和8年6月1日（月）午前9時から

令和8年6月5日（金）午後5時まで

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和8年6月8日（月）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

8 質問の方法

ファクシミリによること。（FAX番号083-231-3338）

質問の期限は、令和8年6月10日（水）午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

9 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

(2) 日時

令和8年6月 1日（月）午前9時00分から

令和8年6月11日（木）午後4時30分まで

10 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年6月12日（金）午前10時00分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

11 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

13 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に課税部分の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)の110分の100に相当する金額を記載すること。

14 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日(休日の場合はその翌日)までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記(1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 同等品で応札する場合は、令和8年6月10日(水)までに下関市上下水道局総務課において同等品の確認を受けること。
- (9) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具(消せるボールペン等)は使用しないこと。

仕 様 書

1	件名	超純水製造装置 1式
2	納品場所	下関市長府満珠町 33 番 35 号 下関市上下水道局 水質管理センター 理化学試験室
3	納入期限	令和 8 年 12 月 25 日
4	内容	以下のとおり

1 性能

次の各号に掲げる事項を全て満たすこと。

(1) 純水

ア 水質

逆浸透膜 (RO 膜) により処理を行った水であること。

イ 製造能力

水温 25℃ の条件下で、毎時 3L 以上であること。

(2) 超純水

ア 水質

「JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水 (1998)」に規定する A4 の水であること。ただし、比抵抗値及び全有機炭素 (TOC の量) は以下の基準を満たすこと。

・比抵抗値 18.2MΩ・cm

・全有機炭素 (TOC の量) 5μg/L 以下

イ 製造量

毎分最大 0.5L 以上

2 規格・構成

(1) 超純水製造装置

ア 装置本体

残留塩素 (概ね 2mg/L 以下) を含む水道水を供給水として、本仕様書 1 に示す性能の純水及び超純水を製造できるもの。

(ア) 純水製造ライン

純水の製造においては RO 膜を使用すること。RO 膜の前段階では、残留塩素を取り除くための処理を行うこと。純水の製造は、純水貯水タンクの水位に応じて、自動制御 (純水製造の開始及び停止) で

きること。

(イ) 超純水製造ライン

殺菌及び有機物分解用の紫外線灯を有すること。

(ウ) 水質等表示画面

タンク内の水量、超純水の水質（比抵抗値）が表示できること。超純水の水質が悪化した場合に、警告を表示できる若しくは超純水の水質の状況を継時的に監視できること。

イ 超純水採水部

本体からディスペンサーまでのライン長が0.5m以上であること。超純水製造部分からディスペンサー採水部分までの間は、超純水を定期的に循環させる機構を持つこと。

(2) 純水貯水タンク

容量30L以上のもの。紫外線灯を用いてタンク内の微生物の増殖を防止する機構を備えていること。タンク内への外気からの汚染（有機物、二酸化炭素、微粒子、微生物等）を防止するためのエアベントフィルターを備えていること。紫外線灯及びエアベントフィルターを除き、定期的に交換する部品及び消耗品がないこと。接液部（配管類を除く）には、1(1)アに示す純水の水質を損なわない硬質な材質を使用していること。遮光性の素材であること。

(3) 漏水検知器

漏水を自動で検知し、装置への水道水の供給停止又は純水及び超純水の製造を停止する機能を有するものであること。

(4) 供給水の前処理について

供給水に対する前処理カートリッジを販売している場合は、必ずこれを取り付けること。

3 付属品

(1) 設置用部品一式

(2) 初期消耗品（機器の動作に必要な初期消耗品）一式

(3) 説明書一式（機器を適正に管理するために必要な全ての文書。全て日本語であること。英語の文書がある場合は翻訳すること。）

4 据付設置

(1) 装置の据付設置は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和

23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間に、発注者の担当職員 (以下「担当職員」という。) の立会のもと行うこととし、実施日時は、発注者と受注者の協議の上で決定する。

- (2) 装置の据付設置に必要な工具、備品一式は受注者が用意すること。また、据付設置前には供給水圧の測定を行い、必要に応じて減圧弁等の取り付けを行うこと。
- (3) 受注者は、装置の据付設置後、正常に動作することを確認し、担当職員に取扱説明を行うこと。

5 その他

- (1) 納品日から 1 年間又はメーカー保証期間のうちいずれか長い期間内に故障、不具合等が発生した場合、無償で修理又は交換を行うこと。
- (2) 装置の技術サポートを、コールセンターなどにより、電話で受けることができるようにすること。
- (3) この仕様書に定めがない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議しその指示に従うこと。
- (4) 見積書等の契約に関する書類の作成にあたっては、消せるボールペン等の記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具は使用しないこと。

6 参考機種

- ・メルク株式会社 Elix Essential UV3+Milli-Q SQ200P
- ・オルガノ株式会社 ピューリック UP-0090 α -0M1